

# 地方運輸局の見直しに当たっての 基本的な考え方

## 1. 改革に取り組む基本姿勢

- 地方運輸局が行う運輸の安全確保に関する業務は、地方公共団体では行われておらず、地方公共団体との「二重行政」に当たらないと考える。【参考資料 4p】
- 地方運輸局は、国土交通本省が全国一律に設定した自動車、鉄道、船舶に係る運輸の安全基準に基づき監査等の安全確保のための執行業務を実施することを通じ国民の生命・身体を守ることを目指す唯一の現場執行機関である。
- このような運輸の安全確保に関わる現場レベルでの執行業務は、むしろ民間との関わりが主体であり、これまでも数次にわたり、官と民の適切な役割分担を図る観点から、運輸事業者に対する規制の見直し等を実施してきたところである。
- 運輸の安全確保は、引き続き、地方運輸局で実施すべきである。
- しかしながら、今後も、社会情勢の変化等に応じて、官と民の適切な役割分担を図る観点から、運輸事業者に対する規制の見直し等の事務・権限の見直しを不断に行ってまいりたい。

## 2. 国と地方の役割分担の考え方について

### (1) 国が担うべき役割について

- 国と地方の役割分担について、どのようなものを国に残し、どのようなものを地方公共団体が担っていくべきか、基本的考え方を整理すべきである。  
※ 例えば、平成18年3月の「民主党分権改革ビジョン・中間報告」においては、国と地方のおおまかな行政「サービス」の役割分担と中央政府の権限・事務が整理されているが、このような整理をしていくべきではないか。(この中間報告に基づけば、運輸の安全確保等に関する仕事は、「4. 国民の生存に関わる最低水準を確保する仕事」と

して国が主体に行うべきものと考えられる。）【参考資料 8p】

- 運輸の安全確保を誰が担うべきかを検討するに当たっては、運輸の安全基準を誰が設定し、それに基づき誰が運輸の安全確保を図ることが適切かを考える必要がある。
- 運輸の安全基準については、
  - ① 運輸事業(人の移動や物流)では、一の都道府県を越えて広域的な輸送ネットワークが形成されている実態があり、物流分野では国際競争力の強化の観点も踏まえる必要があること、
  - ② 車両等は、全国で販売・流通し、どこでも移動可能であること、
  - ③ 国際的に定められている安全基準が多いこと等といった運輸の性質を踏まえ、国が全国一律で運輸の安全基準を設定する必要がある。【参考資料 7p】
- また、全国一律の安全基準に基づき運輸の安全確保(事故の未然防止や被害拡大・再発防止)を図るためには、全国各地に存在する運輸事業者の事業所等に直接立ち入る監査業務や、その結果等を踏まえての行政処分をはじめとした現場レベルでの安全確保のための執行業務を地域差なく実施する必要がある。【参考資料 10p】
- このような現場レベルでの安全確保のための執行業務には、関係法令から技術面まで多岐にわたる専門知識・ノウハウを必要とするとともに、多様な現場経験を積み重ねること(OJT)等により時間をかけて習熟する必要があることから、国が全国規模で専門的な人材を育成する必要がある。【参考資料 12、13p】
- また、運輸の安全確保を図っていくためには、多様な運輸事業者を対象にした事故要因の検証や日々の監査・指導を通じて得られた事業の実態等に関する知見を適時適切に制度改正に反映させていく必要があることから、現場レベルでの安全確保のための執行業務は、国の安全基準の設定など国の安全対策の企画立案業務と一体的に行うことが不可欠である。【参考資料 10、11p】
- 地方運輸局においては、大臣による一元的な指揮命令系統の下で、例えば重大な事案が発生した場合には、運輸支局等を含めた全国的な組織体制を活用して、運輸の安全確保に必要な情報を全国で即時共有し、全国一斉監査等といった現場レベルでの安全対策(類似事案の発生防止対策)の全国展開を迅速かつ効果的に、地域差なく対応している。

また、効率的な人員配置により少人数で効果的に対応している。

【参考資料 5、6p】

- 以上のとおり、運輸の安全確保は、国が一体的に実施すべきである。

## (2) 現状の国と地方の役割分担を変更とした場合の支障等について

- 地方移管により全国バラバラの安全基準になった場合、
  - ・ 車両や船舶など全国規模での販売・流通、運輸事業の広域的な事業展開、一般の自動車ユーザー等の広域的な移動を阻害し、国民の社会経済活動にも甚大な悪影響を与えるおそれがある。
  - ・ 国の責務として遵守すべき国際的な基準との整合も確保できないおそれがある。
- 現在でも二重行政ではないことから、必要な人員をそのまま移管することになるが、都道府県への移管を念頭にすると、
  - ・ 一元的な指揮命令系統が確保できないことから、地域差のない運輸の安全対策(事故の未然防止や被害拡大・再発防止)の実施に当たっては、迅速性を大きく阻害するおそれがある。
  - ・ 仮に地方移管し、移管する職員が当該都道府県に固定されることになれば、多様な現場経験・専門知識・ノウハウの集積は困難であり、将来世代に大きな禍根を残すおそれがあるとともに極めて非効率である。

## 3. 本省で直接実施することとした場合の支障について

- 運輸の安全確保等は、運輸事業者の事業所等に直接立ち入って行う監査業務や、登録・検査など一般ユーザーや運輸事業者が運輸支局等の窓口に向いて手続や検査等を行うものが多く、これらの業務を一元的に本省で行うことは、
  - ・ 監査業務においては、効率性・迅速性を阻害するおそれがあること
  - ・ 登録・検査業務においては、運輸事業者だけでなく一般の自動車ユーザー等の利便性を大きく阻害し、負担増につながるおそれが高いこと等から実態上不可能であると考ええる。

#### 4. 広域的実施体制・柔軟な取組みのあり方について

- 広域連合等で運輸の安全確保等を実施することとした場合、地域ごとに異なる安全基準を定め安全対策を実施するとなれば、
  - ・ 一元的な指揮命令系統が確保できないことから、地域差のない運輸の安全対策(事故の未然防止や被害拡大・再発防止)の実施に当たって迅速性を大きく阻害し、国民の安全確保・社会経済活動に悪影響を及ぼすおそれがある。
  - ・ 多様な現場経験を積むことができず、専門知識・ノウハウの集積が困難になり、将来的に人材の育成・確保に支障が出るおそれがある。

#### 5. その他

- 現行都道府県制度を事務・権限の唯一の執行体制とすることが適切なのか、道州制や基礎的自治体の関係を含め、十分な議論が必要ではないか。
- 職員の処遇について、政府全体として丁寧・十分な議論が必要ではないか。